

JICQA 審査登録規則

(AS-QMS 固有事項)



2024年12月1日

日本検査キューエイ株式会社

目次

1.目的.....	1
2.適用範囲.....	1
3.定義.....	1
4.審査登録の申請及びそのレビュー.....	1
5.審査プログラム.....	1
6.基本的な審査フロー.....	1
7.初回登録.....	1
8.登録の維持.....	2
9.登録の更新.....	2
10.その他の審査.....	2
11.申請組織、登録組織への要求事項.....	2
12.登録の一時停止及び取消し.....	3
13.機密保持、個人情報保護.....	3
14.異議申立て及び苦情申立て.....	3
15.損害賠償.....	3
16.審査登録料金及び費用の支払い.....	3
17.付帯サービス.....	3
18.本規則の改訂と追補版.....	3
19.準拠法及び管轄裁判所.....	4
20.協議.....	4
付則.....	4

JICQA 審査登録規則(AS-QMS 固有事項)

1.目的

この JICQA 審査登録規則(AS-QMS 固有事項) (A510E01) (以下、本規則という) は、JICQA 審査登録規則(C510E01)に加え、AS-QMS に係る追加の固有事項を定めたものである。AS-QMS には、JIS Q 9100 及び SJAC 9120 を含む。

2.適用範囲

本規則は、JICQA が実施する AS-QMS 審査登録業務に適用する。

3.定義

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 3.定義に下記事項を追加する。

3.17 国際航空宇宙品質グループ [International Aerospace Quality Group (IAQG)]

航空、宇宙及び防衛 (ASD) 産業界のメンバー企業で構成される非営利の国際的な団体であり、その使命は、世界的なサプライチェーンの全てのレベルで使用できる、規格、業界のオーバーサイト、ガイダンス資料の開発と展開を通じて、品質、納期及びコストの面で世界中に著しいパフォーマンスの向上を達成することである。

3.18 業界による監視制度スキーム [Industry Controlled Other Party (ICOP) Scheme]

9104 シリーズ規格で規定された要求事項に従って、IAQG と産業界が管理する、認定された第三者認証機関 (CB) による組織の AS-QMS 審査と登録に関するスキーム。AS-QMS 登録された組織を含む。

3.19 Online Aerospace Supplier Information System (OASIS™) データベース

IAQG が管理するウェブ上のデータベースであり、国内航空宇宙産業界 (NAIA)、認定機関 (AB)、研修提供者承認機関 (TPAB)、審査員資格証明機関 (AAB)、認定された認証機関 (CB)、AS-QMS 審査員、認証(登録)された組織及び審査についての情報を含んでいる。

3.20 組織認証分析プロセス [Organization Certification Analysis Process (OCAP)]

組織の AS-QMS 登録範囲及び関連する審査プログラムを決定し、ICOP スキーム内で登録のリスク評価を実施する、組織と認証機関 (CB) の間の双方向型プロセス。

3.21 パフォーマンスに基づくサーベイランス/再認証プロセス [Performance Based Surveillance/ Recertification Process (PBS/RP)]

登録された組織が、適合性があり、効果的で、高いパフォーマンスの AS-QMS を維持し続けているという客観的な証拠と実証に基づく ICOP スキーム AS-QMS に関するサーベイランス審査と更新審査の任意のプロセス。

4.審査登録の申請及びそのレビュー

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 4.審査登録の申請及びそのレビューによる。

5.審査プログラム

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 5.審査プログラムによる。

6.基本的な審査フロー

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 6.基本的な審査フローによる。

7.初回登録

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 7.初回登録による。ただし、7.4 登録組織の公表、7.5 登録組織情報の届出については、次の事項による。

7.4 登録組織の公表

1) JICQA は、下記に示す登録組織情報を JICQA ウェブサイトで公表する。登録情報を非公開とすることはできない。

- (1) 組織名
- (2) 所在地
- (3) 登録日
- (4) 登録番号
- (5) 適用規格
- (6) 認定範囲分類
- (7) 登録範囲

2) JICQA は、登録の一時停止、または取消しとなった登録組織を JICQA ウェブサイトに公表するとともに、OASIS データベースに登録する。

7.5 登録組織情報の届出

JICQA は、認定範囲にある組織を登録した場合、登録組織情報を JAB に届け出るとともに、OASIS データベースに登録する。また、登録組織情報に変更が生じた場合も、同様に届け出る。JAB に届け出た登録組織情報は、IAF のウェブサイトに公表される。

8.登録の維持

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 8.登録の維持による。

9.登録の更新

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 9.登録の更新による。

10.その他の審査

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 10.その他の審査による。

11.申請組織、登録組織への要求事項

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 11.申請組織、登録組織への要求事項による。ただし、11.8 AS-QMS に関する追加要求事項は次による。

11.8 AS-QMS に関する追加要求事項

- 1) 以下の追加要求事項を含めて JICQA 審査登録規則を遵守すること。登録の整合性に影響を与える可能性のある問題又は不適合は、申請の取消し、又は登録証の一時停止又は取消しの原因となる可能性がある。
- 2) AS-QMS 規格の登録が一時停止された場合、一時停止から 15 日以内に航空、宇宙及び防衛 (ASD) 分野の顧客に通知すること。登録を取消された場合にも通知すること。
- 3) ICOP スキームのオーバーサイトに同意するとともに、JICQA の審査プロセスの有効性を確認するオーバーサイト活動を支援すること。
- 4) JICQA が公開データ (例: AS-QMS 登録とその状態に関する情報) と非公開データ (例: 審査結果、評価結果、不適合、是正処置、スコアリング) を OASIS データベースで発行することを許可すること。
- 5) OASIS データベースに入力する前に、専有情報又は制限の対象となる情報を審査報告書から除く必要がある場合を特定すること。
- 6) 次に対して責任を負う OASIS データベースの管理者を任命して維持すること。
 - (1) OASIS データベース内の審査データに対する顧客のアクセス要求の管理
 - (2) 組織の OASIS データベース管理者の氏名と電子メールアドレスの提示
 - (3) 組織の連絡先担当者、電話番号、電子メールアドレス、ウェブサイトの提示 (該当する場合)
 - (4) 組織内の別のユーザーへのアクセス権の提供と役割/特権の割り当て
 - (5) 作成又は受信した OASIS データベースのフィードバックの管理
- 7) オンラインでの是正処置の管理を含み、OASIS データベースへのデータの直接入力を通して JICQA の AS-QMS 審査プロセスを支援すること。
- 8) 正当な理由 (例: 競合、機密保持、利害抵触) を提示できない限りは、要求に応じて、航空、宇宙及び防衛 (ASD) 分野の顧客と規制当局に対し、OASIS データベースに含まれる

審査結果のデータへの電子的なアクセス権を提供するか、又はダウンロードして審査結果のデータを配付すること。

注記 OASIS データベースへのアクセスに関する特定の顧客の要求事項に対処することが望ましい。

- 9) JICQA と協力して、組織へのアクセス制限に関する問題を解決すること（例：登録範囲を制限することによって解決する）。
- 10) OASIS データベースに掲載される登録証が英語であることに同意すること。
- 11) OCAP 分析の完了のために、初回審査、サーベイランス審査及び更新審査の前に、必要になるデータを JICQA に提供すること。
注記 正確でタイムリーなデータが提供されない場合、JICQA は不適合の発行、または登録の一時停止などの処置を実施することがある。
- 12) 組織は、パフォーマンスに基づくサーベイランス／再認証プロセス（PBS/RP）の利用を決定した場合、事前に JICQA に連絡すること。エントリー条件、手続きなど別途調整する。

12.登録の一時停止及び取消し

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 12.登録の一時停止及び取消しによる。

13.機密保持、個人情報保護

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 13.機密保持、個人情報保護による。

14.異議申立て及び苦情申立て

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 14.異議申立て及び苦情申立てによるほか、次の事項による。

- 1) 申立者は、JICQA との間で異議申立て、苦情申立ての問題が解決できない場合は、JAB に申し立てることができる。
- 2) JAB は、当該問題の解決にあたり、必要がある場合は JRMC に照会する。
- 3) SJAC 9104-1 に関する問題解決の結論は、JRMC による決定に従う。

15.損害賠償

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 15.損害賠償による。

16.審査登録料金及び費用の支払い

申請組織及び登録組織は、審査登録業務の内容に応じて、JICQA マネジメントシステム審査料金表に定める次の審査登録料金及び費用を JICQA に支払わねばならない。支払われた料金及び費用は、JICQA の責に帰す場合を除き返還しない。JICQA マネジメントシステム審査料金表は、その最新版を適用する。

- (1) 申請料
- (2) 基本料
- (3) 各審査料
- (4) 各審査実施に伴う交通費、宿泊料及び移動料
- (5) 登録料
- (6) 登録維持料（認定機関関連料金を含む）
- (7) IAQG-OASIS データベースへの組織登録料
- (8) その他、申請組織または登録組織と JICQA で合意された追加料金及び費用

17.付帯サービス

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 17.付帯サービスによる。

18.本規則の改訂と追補版

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 18.本規則の改訂と追補版による。

19. 準拠法及び管轄裁判所

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 19. 準拠法及び管轄裁判所による。

20. 協議

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 20. 協議による。

付則

JICQA 審査登録規則(AS-QMS 固有事項)(A510E01-R03, 2024-12-01)は 2024 年 12 月 1 日より発効する。

以 上